

様式第 1 号

埼玉県業務委託一般競争入札公告

自動体外式除細動器（ＡＥＤ）設置状況調査業務について、下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。なお、本公告に記載のない事項については埼玉県業務委託一般競争入札執行要綱の規定によるものとする。

令和 8 年 9 月 日

埼玉県知事 大野 元裕

記

1 入札対象業務	
（１）業務名	自動体外式除細動器（ＡＥＤ）設置状況調査業務委託
（２）業務箇所	県内全域
（３）履行期間	契約締結日から令和 9 年 1 月 2 2 日まで
（４）設計金額	公表しない。
（５）業務概要	ア 目的 本業務は県内のＡＥＤ設置事業者を対象とした、ＡＥＤ設置状況調査（施設名称、設置場所等）に関する調査を行うものである。 イ 業務内容 ・自動体外式除細動器（ＡＥＤ）設置状況調査 ・結果の集計、報告等 ウ 業務の仕様等 仕様書による。
（６）その他	－
2 落札者の決定方法	落札者は、有効な入札書を提出した者であって、執行予定額の範囲かつ、最低制限価格を下回らない範囲で、最低の価格をもって入札をした者とする。ただし、落札とすべき価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、電子入札システムの電子くじにより落札者を決定する。
3 入札手続の方法	本件入札は、埼玉県物品調達等電子入札運用基準に基づき、資料の提出、届出及び入札を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。
4 仕様書等	仕様書等は、電子入札システムのうち、入札情報公開システムにより掲載する。
5 競争参加資格確認申請書の提出	令和 8 年 9 月 1 5 日（火） 1 8 時 0 0 分から 令和 8 年 9 月 2 8 日（月） 1 5 時 0 0 分まで
	入札参加を希望する者は、上に示す期間内に電子入札システムの競争参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）に一般競争入札参加資格等確認申請書（様式第 2 号。）及び一般競争入札参加資格等確認資料（様式第 3 号。以下「確認資料」という。）を添付して、電子入札システムにより提出すること。（この提出受付期間の終期日時を過ぎて電子入札システムにより提出した確認申請書は無効とする。） 同時に、その他必要な資料を電子メール、ファイル転送サービ

	ス、郵便又は信書便により提出し、入札参加資格の有無の確認を受けなければならない。 (1) その他必要な資料の提出先、提出期間及び提出部数 ア 提出先 埼玉県保健医療部薬務課 医療機器等生産指導担当 電話 048-830-3640 メールアドレス a3620-06@pref.saitama.lg.jp イ 提出受付期間 令和8年9月15日(火) 18時00分から 令和8年9月28日(月) 15時00分まで (この提出受付期間の終期日時までに資料が到着しない場合は、確認申請書は無効とする。) ウ 提出部数(郵便又は信書便による提出の場合) 1部 (2) 入札参加資格の確認結果 ア 入札参加資格の確認結果は、電子入札システムにより令和8年10月2日(金)15時00分までに、競争参加資格確認通知書(以下「確認通知書」という。)により通知する。 イ 参加資格がない旨の確認通知書には、その理由を示す。 (3) その他留意事項 ア 入札参加資格がある旨の通知を受けている入札参加者であっても、入札日において入札参加資格を満たしていない者は、本件入札に参加する資格を有しない。 イ 確認申請書を提出した者は、入札事務の担当者から、提出した書類について説明を求められた場合は、それに応じなければならない。 ウ 確認申請に係る費用は、提出者の負担とする。 エ 埼玉県は、提出された確認申請書等を入札参加資格の確認以外に、提出者に無断で使用できない。 オ 提出された書類は返却しない。 カ 提出期限日以降における申請書等の差替え及び再提出は認めない。
6 仕様書等に関する質問	令和8年9月15日(火) 18時00分から 令和8年9月18日(金) 12時00分まで 仕様書等に関して質問がある場合は、上に示す期間内に、質問を電子メールにより提出すること。なお、質問した際は電話でその旨を伝えること。(メール及び電話は5の(1)のアに記載)
7 質問に対する回答	令和8年9月25日(金) 15時00分 質問に対する回答は、上に示す日時までに電子入札システム上で掲示する。 入札参加者は、質問の提出の有無にかかわらず、電子入札システムに掲載する質問に対する回答の全ての内容を必ず確認した上で、入札に参加すること。なお、質問に対する回答の全ての内容は、全ての入札参加者に適用する。 また、入札参加者から質問がない場合でも「質問に対する回答」を利用して発注者から入札参加者へお知らせを掲示することがある。

8 入札書の提出期間	(1) 提出方法 入札書の提出期間に有効な令和7・8年度埼玉県物品等競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）の代表者又は代理人の名前で電子入札システム利用可能な電子証明書を取得し電子入札システムの利用者登録を完了した者が当該名義の電子証明書を使用して入札書を提出すること。 (2) 提出期間 令和8年10月2日（金） 15時00分から 令和8年10月9日（金） 10時00分まで
9 開札日時	令和8年10月9日（金） 10時30分
10 入札に参加できる者の形態	単体企業
11 入札に参加する者に必要な資格	
(1) 資格者名簿への登録	資格者名簿の業種区分「催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他の業務」、大分類「その他の業務」、小分類「市場調査」に登載されていて、A等級、B等級及びC等級のいずれかに格付けされた者であること。
(2) 所在地区分及び企業区分	管轄内中小企業、準管轄内中小企業又は管轄外中小企業
(3) 業務を行うための資格	—
(4) 資格を有する技術者の数	—
(5) 業務実績	令和6年4月1日以降に、国又は地方公共団体を契約の相手方とした調査業務を行った実績があること。
(6) 配置予定の業務責任者	—
(7) その他の参加資格	ア 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。 イ 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）（以下、「財務規則」という。）第91条の規定により埼玉県的一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。 ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生計画、又は民事再生法に基づく再生計画の認可を受けている者はこの限りではない。 エ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（「資本関係又は人的関係がある者（以下「同族企業」という。）同士の業務委託に係る同一入札への参加を制限する運用基準」参照。）。 オ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。 カ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。 キ 電子入札システムで利用可能な電子証明書を取得し、電子入札システムの利用者登録が完了していること。
12 最低制限価格	設定する。
13 入札保証金	(1) 入札保証金 入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の110に相当する金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）の100分の5以上（1円未満の端数が

	あるときは、その端数を切り上げるものとする。)の入札保証金を納付するものとする。 (2) 納付方法 入札保証金の納付については、確認通知書と併せて通知する。 (3) 次のいずれかに該当する者は、入札保証金の納付を免除する。 ア 保険会社との間に埼玉県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証券を郵便又は信書便により上記5の(1)のアの提出先に同(1)イに示す期限までに提出した者 なお、保険証券を持参した場合は受理しない。 イ 銀行等との間に契約保証の予約を締結し、当該契約保証予約証書を郵便又は信書便により上記5の(1)のアの提出先に同(1)イに示す期限までに提出した者 なお、契約保証予約証を持参した場合は受理しない。 ウ 国又は地方公共団体と、契約金額がおおむね同程度以上の業務委託を、当該年度の前々年度の4月1日以降に2回以上全て誠実に履行した者で、確認申請書に該当業務の委託契約書の写し及び委託業務完了検査結果通知等、履行を証明するものの写しを添付し、契約保証金の納付の免除が認められた者。
14 契約保証金	(1) 埼玉県財務規則第81条の規定により、落札者は契約金額の100分の10以上(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額)の契約保証金(入札保証金を納付したときは、その差額)を納付すること。 (2) 次に掲げる有価証券等を担保として提供することにより、契約保証金の納付に代えることができる。なお、その価値は、債権金額(ウにあつては、保証金額)と同額とする。 ア 利付国債 イ 埼玉県債 ウ 銀行等(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)第3条の金融機関をいう。)の保証 (3) 次のいずれかに該当する者については、契約保証金の納付を免除する。 ア 保険会社との間に埼玉県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者 イ 保険会社、銀行、農林中央金庫その他知事が指定する金融機関と埼玉県を債権者とする工事履行保証契約を締結した者 ウ 国又は地方公共団体と、契約金額がおおむね同程度以上の業務委託を、当該年度の前々年度の4月1日以降に2回以上全て誠実に履行した者で、確認申請書に該当業務の委託契約書の写し及び委託業務完了検査結果通知等、履行を証明するものの写しを添付し、契約保証金の納付の免除が認められた者。 (4) 契約保証金は、契約の履行後、契約者から請求書の提出を受けることにより、還付する。ただし、契約者がその責に帰すべき理由により契約上の義務を履行しないときの契約保証金は還付しない。
15 支払条件	

(1) 前金払	しない。
(2) 部分払	しない。
16 業務説明会	開催しない。
17 入札に関する注意事項	
(1) 入札の執行	ア 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、開札日時時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。 イ 1者入札であっても入札を執行する。
(2) 入札書に記載する金額	落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
(3) 提出書類	落札者が免税事業者の場合、落札決定後、免税事業者届出書を提出すること。
(4) 入札回数	ア 再度入札は3回までとする。この場合は、電子入札システム上で案内する。ただし、各回の再度入札の状況により、それ以降の再度入札を執行しない場合がある。 イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。 ウ 再度入札に参加しない者は、それ以降の再度入札に参加することができない。
(5) 入札の辞退	埼玉県物品調達等電子入札運用基準によるものとする。
(6) 独占禁止法など関係法令の遵守	入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。
(7) 電子くじ	落札者とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、電子入札システムの電子くじにより、落札者を決定する。
(8) 入札の無効	次のいずれかに該当する入札は無効とする。 ア 入札に参加する資格のない者がした入札 イ 所定の入札保証金を納付しない者がした入札又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札 ウ 電子証明書を不正に使用した者がした入札 エ 郵便、電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札 オ 談合その他不正行為があったと認められる入札 カ 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札 キ 入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札 ク やむを得ず紙入札とした場合で、次に掲げる入札をした者がした入札 (ア) 記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項が明らかでないもの (イ) 代理人で委任状を提出しない者がしたもの (ウ) 他人の代理を兼ねた者がしたもの (エ) 2以上の入札書を提出した者がしたもの、又は2以上の者の代理をした者がしたもの コ その他公告に示す事項に反した者がした入札

18 その他	(1) 提出された一般競争入札参加資格等確認申請書及び確認書類は返却しない。 (2) システム障害、天災が原因の停電等で入札・開札事務が処理できない場合は入札・開札の延期や紙媒体の入札書を使用して行う入札への移行等の措置を講ずるものとする。その場合は、電話、ファクシミリ、埼玉県ホームページ等により必要な事項を連絡する。
19 この公告に関する問い合わせ先	さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号 埼玉県保健医療部薬務課 医療機器等生産指導担当 電話 048-830-3640 メールアドレス a3620-06@pref.saitama.lg.jp